

令和5年度 熊野町地域経済応援クーポン券事業

熊野町内の事業者の皆さまへ



熊野町

地域経済応援クーポン券

参加店舗募集

クーポン券利用対象 熊野町全世帯

現在、エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴い、住民の家計や町内事業者の売上等に様々な影響がでています。

熊野町では、本年度も住民および町内事業者への支援と町経済を活性化させることを目的とした地域経済応援クーポン券を発行することとし、あわせてクーポン券の取り扱いを行う参加店舗を募集します。

参加店舗登録申し込み ・参加登録に関するお問い合わせ

**8月28日（月）
より受付開始**

熊野町商工会

〒731-4214 広島県安芸郡熊野町中溝4丁目17-13
TEL：082-854-0216

※参加登録以外の事業内容等に関するお問い合わせは、下記事務局までお願いします。

事業主体 熊野町

参加店舗説明会開催

クーポン券の取り扱い等の説明をします。
詳細は中面の案内をご覧ください。

【 事業に関するお問い合わせ 】

熊野町地域経済応援クーポン券事務局 TEL.082-221-7032

〒730-0032 広島市中区立町1-24 有信ビル7階（近畿日本ツーリスト(株)広島支店内） <受付時間> 10:00～17:00（平日のみ）

■クーポン券の内容

お買い物や飲食1,000円以上の会計で、クーポン券1枚につき600円割引

※ただし、1会計につき、2枚まで使用可能

※クーポン券有効期間：令和5年11月1日（水）～令和5年12月31日（日）

■配布枚数（1世帯あたり）

①全店共通クーポン券
600円分×8枚

②地元店舗クーポン券
600円分×2枚

※①と②を色分けし、
①+②=10枚1セット

■参加店舗登録資格

熊野町地域経済応援クーポン券事業に賛同し、参加店舗条件の厳守・履行に同意できる方。

■参加店舗登録申し込みについて

「参加店舗条件」の「4 参加店舗登録に必要な書類の提出」に記載されている書類を準備の上、以下の申込先まで郵送または持参にてご提出ください。

申込先

熊野町商工会 TEL：082-854-0216

〒731-4214 広島県安芸郡熊野町中溝4丁目17-13

登録受付期間

令和5年8月28日（月）～9月8日（金）

登録受付期間終了後もお申し込みいただけますが、対象者に配布する「案内パンフレット」に店名が掲載されませんので、受付期間内の登録をお勧めします。

※最終登録受付は、令和5年11月30日（木）までです。

■利用済クーポン券の換金について

換金期間

令和5年11月1日（水）～令和6年1月10日（水）

※期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

換金手続

使用済みクーポン券・換金用伝票到着後、内容の確認ができ次第、順次入金手続を行います。詳しくは、9月下旬に送付する「参加店舗マニュアル」をご参照ください。

参加店舗には
販促ツールをご用意します。

熊野町地域経済応援
クーポン券
KUMANO
COUPON

熊野町から届いたクーポン券は
ふでりん
当店でご利用
いただけます！

利用
期間
令和5年
11/1（水）～12/31（日）

当店で利用できるクーポン
全店共通クーポン 600円分×8枚
地元店舗クーポン 600円分×2枚

1会計につき
2枚まで
（200円未満は200円未満は200円未満）

熊野町地域経済応援クーポン券コールセンター
TEL 082-221-7022

ポスター（イメージ）

熊野町地域経済応援クーポン券 参加店舗説明会

【開催日時】 令和5年9月6日（水） 【第1回】 15:00～ 【第2回】 19:00～

【開催場所】 熊野町民会館 1階 集会室

【説明内容】 クーポン券事業の概要説明、店舗独自の特典提供について、クーポン券の換金について 等

※説明会終了後、登録申込の受付を致します。ご希望の事業者は「参加店舗条件」の「4 参加店舗登録に必要な書類の提出」に記載されている書類をお持ちください。

参加店舗募集条件

1.参加店舗登録ができる事業者

次の項目に該当する事業者であること。

- ①熊野町内に事業所、店舗を有していること。
- ②クーポン券利用者に対して、店舗独自の特典を提供（実施）すること。

※ただし、上記事業者であっても、以下の項目に該当する事業者は参加店舗登録ができません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
- ④「3 クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等。

2.誓約事項

当クーポン券事業へ参加店舗として登録を希望される場合、以下の事項について誓約していただきます。

- ①熊野町および事務局が発行する「取扱店マニュアル」や「Q&A」などに基づき、当事業の内容を十分に理解し、適切に運営すること。
- ②クーポン券の管理や取り扱いは定められた規則に基づき適切に行い、不正等を行わないこと。
- ③参加店舗登録時の虚偽の申請や、事業期間中に遵守事項に違反した場合、参加店舗の登録取消や店舗名の公表等を行うことに同意すること。

3.クーポン券の利用対象とならないもの

- ① 出資や債務（振込手数料、電気・ガス・水道料金など）の支払。
- ② 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む）。
- ③ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ④ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）。
- ⑤ 当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証券
- ⑥ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の調達。
- ⑦ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払。
- ⑧ 会費、商品及びサービス業の引換券等代金を前払するもののうち、有効期限が令和5年12月31日を超えるもの
- ⑨ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ。
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- ⑪ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ⑫ 国や地方公共団体への支払（税、地方税や使用料などの公租公課）。
- ⑬ その他、各取扱店が指定するもの。

4.参加店舗登録に必要な書類の提出

当クーポン券事業の参加店舗として登録を希望される事業者は、以下の書類を提出していただきます。

- ①「熊野町地域経済応援クーポン券」申込申請書兼誓約書
- ②営業を確認できる資料（熊野町商工会会員の事業者は不要）
 - <法人の場合>・登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）の写し。
 - <個人の場合>・直近の確定申告書の写し（税務署の受領印のあるもの／電子申請の場合は「受信通知」も添付）
・営業許可証などの営業の実態が確認できるもの。（令和5年1月1日以降に開業した場合）